

主な法人における残余財産の帰属に関する規律について

1．商法（明治32年法律第48号）（株式会社）

第四百二十五条 残余財産ハ各株主ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但シ第二百二十二条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二百二十二条 会社ハ左ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スルコトヲ得
（但書略）

二 残余財産ノ分配

2．有限会社法（昭和13年法律第74号）（有限会社）

第七十三条 残余財産ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出資ノ口数ニ応ジテ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ要ス

3．建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）（管理組合法人） （残余財産の帰属）

第五十六条 解散した管理組合法人の財産は、規約に別段の定めがある場合を除いて、第十四条に定める割合と同一の割合で各区分所有者に帰属する。

（共用部分の持分の割合）

第十四条 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。

2～4 （略）

4．消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）（消費生活協同組合） （清算行為）

第七十条 清算人は、就任の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、定款の定めるところにより、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

5．農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（農業協同組合）

第七十二条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

6．民法（明治29年法律第89号）（社団法人）

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

2 定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

3 前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国庫ニ帰属ス

7 . 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (地縁による団体 (地方自治法第二百六十条の二第一項 () の認可を受けたもの))

第二百六十条の二

15 民法… (中略)…第七十二条から第七十六条まで… (中略)…の規定… (中略)…は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法… (中略)…第七十二条第二項… (中略)…中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、… (中略)…読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

技術的読替えに関する政令は省略。

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (以下本条において「地縁による団体」という。) は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

8 . 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号) (労働組合)
(準用規定)

第十二条

2 民法第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第百三十六條、第百三十七條及び第百三十八條の規定は、この法律の第十条の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

9 . 中間法人法 (平成 13 年法律第 49 号) (有限責任中間法人)
(残余財産の帰属)

第八十六条 債務を完済した解散後の有限責任中間法人に残存する財産 (以下この節において「残余財産」という。) の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、社員總會の決議により定まる。

3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

10 . 特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) (特定非営利活動法人)
(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十二 解散に関する事項

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 民法第三十四条の規定により設立された法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（残余財産の帰属）

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

.....

1 1 . 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（学校法人）

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

十 解散に関する規定

2 （略）

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（残余財産の帰属）

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 ~ 6 （略）

1 2 . 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（社会福祉法人）

（申請）

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を

受けなければならない。

十二 解散に関する事項

- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(残余財産の帰属)

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

13 . 宗教法人法(昭和26年法律第126号)(宗教法人)

(設立の手續)

第十二条 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

- 十 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項

2・3 (略)

(残余財産の処分)

第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

- 2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

14 . 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)(法人である政党等)

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第十二条 民法第七十二条…(中略)…の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又八寄附行為」とあるのは「党則等(党則、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ)」と、同条第二項中「定款又八寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事八主務官庁ノ許可ヲ得テ」とあるのは「代表権ヲ有スル者八」と、「処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテ八總會ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス」とあるのは「処分スルコトヲ得」と…(中略)…読み替えるものとする。